

マーケットレポート

先週（5月9～15日）のマーケットの振り返り

◆先週のトピックス

日米欧では、新型コロナウイルスの感染拡大で制限している経済活動を再開する動きが見られました。日本では、5月14日に39県で緊急事態宣言が解除されることが決定しました。米国では、新型コロナウイルスの感染者数が多いニューヨーク州で5月15日から一部地域で経済活動が再開されました。欧州では、ドイツ政府が国境封鎖を段階的に緩和し6月半ばの撤廃を目指す考えを表明した他、英国などで外出制限が一部緩和されました。一方で、経済指標については、米労働省が5月12日に発表した4月の消費者物価指数(季節調整済み)は前月比-0.8%となりました。また、FRB(米連邦準備理事会)が5月15日に発表した4月の鉱工業生産指数は前月比-11.2%、米商務省が同日に発表した4月の小売売上高も前月比-16.4%と大幅な落ち込みとなりました。

世界の株式市場はパウエルFRB議長が講演で米景気の先行き不透明感や下振れリスクを強調したことなどを嫌気して、週を通して下落しました。

◆今後の見通し

新型コロナウイルスで人・物の動きが制限され、企業のサプライチェーンに深刻な影響が出たことなどから、4月以降に発表された経済指標は想定通り大幅な落ち込みを示しており、年央までは悪化が継続するものと思われます。しかし、各国の中央銀行は企業の資金繰り悪化などによる金融危機のリスクを回避する手立てを着実に打ち出しており、パウエルFRB議長の講演ではさらなる金融緩和を検討する姿勢も示されました。こうした金融政策とともに、各国が財政面でも大胆な政策を実行して協調していることにより、世界景気はある程度の下支えが期待できます。また、自然災害とは異なり物理的なインフラには問題はなく、日米欧では経済活動の再開を目指す動きも出始めていることから、終息に向かえば世界景気は正常軌道に戻るものと想定されます。世界の株式市場は、今後も実体経済の悪化が経済指標などに表われる過程で荒い値動きが想定されますが、その過程で市場が冷静さを取り戻し、底値が形成されるものと考えられ、経済の正常化の兆しが見えれば反発することが期待されます。

◆各国の市場および為替の推移※

		5月15日	一週間の値動き(5月8日対比)	
		終値	変化幅	騰落率
株式	日経平均株価(単位:円)	20,037.47	-141.62	-0.70%
	TOPIX	1,453.77	-4.51	-0.31%
	NYダウ(単位:米ドル)	23,685.42	-645.90	-2.65%
	S&P500	2,863.70	-66.10	-2.26%
	ドイツDAX	10,465.17	-439.31	-4.03%
債券	日本10年国債利回り(単位:%)	0.001	0.002	—
	米国10年国債利回り(単位:%)	0.643	-0.040	—
	ドイツ10年国債利回り(単位:%)	-0.531	0.006	—
為替	米ドル/円(単位:円)	107.43	1.07	1.01%
	ユーロ/円(単位:円)	116.08	0.72	0.62%

※市場が休場の場合は前営業日のデータを使用
(出所) BloombergのデータをもとにJP投信作成

以上

【ご留意事項】

- 当資料は、JP投信が投資判断の参考となる情報提供を目的として作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- ご購入のお申し込みの際は、最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクを伴います。)に投資しますので基準価額は変動します。したがって、投資元本や利回りが保証されるものではありません。ファンドの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。
- 投資信託は預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構等の保護の対象ではありません。また、証券会社以外でご購入いただいた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。
- 当資料は、信頼できると判断した各種情報等に基づき作成していますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、今後予告なく変更される場合があります。
- 当資料中の図表、数値、その他データについては、過去のデータに基づき作成したものであり、将来の成果を示唆あるいは保証するものではありません。
- 当資料で使用している各指数に関する著作権等の知的財産権、その他の一切の権利はそれぞれの指数の開発元もしくは公表元に帰属します。

JP投信

商号:JP投信株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2879号
加入協会:一般社団法人投資信託協会

当資料は、JP投信が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではなく、証券取引の勧誘を目的としたものでもありません。